第74回国民体育大会(いきいき茨城ゆめ国体)アーチェリー競技会について(概要)

- 1 期 日 競技日程 2019年10月4日(金)~6日(日) 監督会議 2019年10月3日(木) 16:00
- 2 会 場 つくば市茎崎運動公園多目的広場
- 3 都道府県予選・ブロック大会について
 - (1)各都道府県予選会は本大会の実施要項に基づき、70mを含む競技により実施する。
 - (2)各ブロック大会は、70mラウンドで実施する。
- 4 予選結果の報告について
 - (1)各都道府県協会(連盟)は、ブロック大会開催2週間前までに、立順が記載された全選手の都道府県予選の成績表 (A4)1部をブロック大会の開催地協会(連盟)事務局あて提出すること。
 - (2)ブロック大会の主管協会(連盟)は、大会終了後翌日午前中までに、ブロック大会結果報告書を本連盟事務局あてに送信すること。これにより監督配分会議をおこなう。
 - (3)ブロック大会の開催地会長は、ブロック大会終了後、すみやかに(8月30日までに)、(1)の都道府県大会予選および ブロック大会成績報告書(国体第1号様式)・成績一覧表(A4)1部を本連盟あて報告すること。
- 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準について

総則5に定めるもののほか、次による。

- (1)参加選手は、本年度の全日本アーチェリー連盟に会員競技者登録を完了し、「A・J・A・Fターゲットスターバッジ」の 資格を取得している者。監督は、全日本アーチェリー連盟に会員登録を完了し、公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導員制度に基づく、公認アーチェリーコーチ1、公認アーチェリーコーチ2、公認アーチェリー コーチ3、公認アーチェリーコーチ4のいずれかの資格を有する者であること。
- (2)各予選の結果、代表として選抜された競技者をもってチームを編成しなければならない。
- (3) 少年種別に参加できる選手には、2004年4月2日から2005年4月1日までに生まれた中学3年生を含む。
- (4)選手、監督の兼任は認めない。
- (5)本項に定める事項は、都道府県大会にも適用する。
- 6 参加上の注意について
 - (1)参加者のユニフォームは、チーム内が単一のもので上衣には都道府県名が明記され、下衣は統一されたものであり、 競技会場・練習場においては監督・選手とも全日本アーチェリー連盟競技規則による統一されたユニフォーム を着用すること。
 - (2)選手の事情により、得点記録に代行者が必要な場合は、監督会議前日までに届け出なければならない。また、代行者の服装は選手と同様とする。
 - (3)監督は、交付される監督IDカード、帯同コーチは「帯同コーチIDカード」を、競技会場内では必ず視認できる箇所に付けること。
 - (4) 用具検査時には、監督は資格を証明する登録証を提示する。 選手は全日本アーチェリー連盟の会員証と「A・J・A・Fターゲットスターバッジ」を提示する。
 - (5)表彰式には、監督・選手ともにユニフォームを着用し、必ず参加すること。
 - (6) 開催地において配宿する人数は、原則としてエントリー数のみとする。
 - (7)監督会議には、監督は必ず参加すること。
- 7 監督について
 - (1) 監督は、本年度の全日本アーチェリー連盟に会員登録済みの者。
 - (2)日本スポーツ協会公認スポーツ指導員制度に基づく資格を有する者。
 - (3)監督数については、総数52名以内(1都道府県2名以内)とし、監督配分会議により調整する。監督数は、「監督配置数の調整方法」による。
 - (4)帯同コーチを配置する都道府県は、「表彰状へ記載する監督名報告書」(国体第3号様式)を必ず提出すること。
 - (5)その他、詳細については[資料2]に記載。
- 8 帯同コーチについて
 - (1)監督を補助する目的で、競技運営・選手の行動が円滑に進むように帯同コーチを認める。
 - (2) 国体正式参加者とならないので、大会プログラムには氏名は記載しない。
 - (3)帯同コーチの資格について
 - ①公認スポーツ指導員資格は不要。
 - ②本年度の全日本アーチェリー連盟に加盟団体から会員登録済みの者。
 - ③申し込みチームと本連盟登録した都道府県が同一であること。
 - (4)申請は、全日本アーチェリー連盟事務局に行い、福井市実行委員会が「帯同コーチIDカード」を発行する。 なお、当日の受付は原則行わないので注意すること。
 - (5)その他、詳細については〔資料3〕に記載。
- 9 視察について
 - (1)視察員については、原則5年後までの国体開催県(市町)実行委員会と協会(連盟)の入場を許可する。それ以降の開催県で視察を希望する場合は、事前につくば市実行委員会に問い合わせること。なお、当日の受付は原則行わないので注意すること。
 - (2) 視察申請は事前につくば市実行委員会に行い、申請があった者に視察員IDカードを発行する。
 - (3)その他、詳細については、〔資料3〕に記載。